⑶1　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、週休２日（４週８休以上）の確保に向けた受注企業の取組み（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合、また、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

⑶2　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

⑶3　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、発注者が週休２日に取り組むことを指定する試行工事である。工事着手日から工事完成日までの期間において、４週８休以上で現場閉所率28.5％（８日／28日）以上を確保することとする。

⑶4　労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に下記補正係数を乗じ費用を計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

【４週８休以上：補正係数】

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

⑶5　本工事は、建設現場の遠隔臨場について、受注者が試行可能な場合に実施する試行工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

イ）橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

ウ）架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本入札説明書に示す（別記様式３）で申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札説明書３．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は同一の配置予定技術者１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成17年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」

３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」

４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈡において同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合